

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目次

次

◇訓令 鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令

◇告示 犯等の移入を禁止する区域  
解除予定の保安林にする旨の通知  
道路の位置の指定

◇公安告示 道路交通法による聴聞の実施

訓令

鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。  
昭和四十一年二月二十五日鳥取県知事 石破 二郎  
鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令第十九号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を附する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第十二条)  
 第二章 文書の収受(第十三条—第十六条)  
 第三章 文書の処理(第十七条—第二十四条)  
 第四章 文書の施行(第二十五条—第二十六条)  
 第五章 文書の整理(第二十九条)  
 第六章 総則(第三十条—第三十二条)

附則

第四条第三項中「記号、番号を附し。」を「記号及び番号を附し、番号は。」に改める。

第十一条中「甲類附屬機関及び陸運事務所」を「社会保険事務所及び陸運事務所」に改める。

第十三条各号列記以外の部分を次のよう改める。

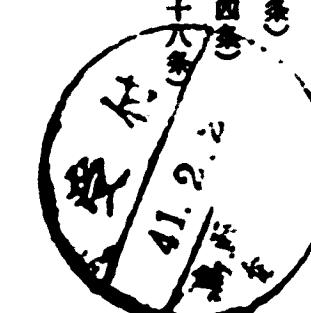
県庁に到達した文書で、署の内閣組織若しくはその改めてのもの又はこれと同等以下の職員のもの以外のもの(署印又は署の表示があるものを除く。)は、すべて開ひし、その余白に受付印を押なし、各職じと判況して、次の方針により取り扱わなければならぬ。

第十三条に次の一項を加える。

2 標準処理期限の定めある許可、認可等を係る文書については、請求により取り扱うほか、別に定めることにより審査期間及び処理期限を記入しなければならない。

第十四条(其中「鳥取県庁文書事務処理規程」を「鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令第十九号)」に改める。  
十七年八月鳥取県訓令第十九号)」に改める。

第十五条规定のように改める。



- 第十五条 次の各項に掲げる文書は、それぞれ当該各項に定めるところによるものとす。  
 一 親里文書（「親」の表小のある文書を含む。）自らのよき事あてのものは郵便課長に、その他のものは上務課（宛先）に配布すること。  
 二 電報（電報受理簿により主務課（宛先）に配布すること。  
 三 善留（現金蓄留を除く。）書留受理簿により主務課（宛先）に配布すること。

- 四 速達（速達受理簿により主務課（宛先）に配布すること。  
 五 現金蓄留（現金の封入された文書を含む。）現金封入文書受理簿により自らのよき主務課（宛先）に配布すること。ただし、主務課（宛先）の不明のものについては、問い合わせるものとする。

- 六 金券、有価証券及びこれに類するもの（重要物件配布簿により出納室長に、またこれらに添付する書類はその余白に「現品出納室長保管」と朱書きして主務課（宛先）に配布すること。  
 七 普通小包及び小荷物 主務課（宛先）に配布すること。

- 第十九条第三項中「訴願、訴訟、異議の申立及び」を「不服申立て」とは訴訟に関する文書又は」に改める。

- 第二十条第三項を次のように改める。  
 3 文書の起案については、文書の左横書きの実施に関する規程（昭和三十八年二月鳥取県訓令第一号）及びこれに基づいて定められた文書の左横書きの実施要領並びに別に定める公用文の作成要領によるほか、次のとおりとする。」に改める。

事務所（長）名 筆印  
事務所（長）名 筆印

一 内容のよくわかる標題をつけること。  
 二 起案書には、起案の理由又は説明を簡明に記述し、関係法規その他参考となる事項を附記し、かつ、関係書類を添付しなければならない。  
 三 ただし、定例又は軽易なものは、これを省略することができる。

- 第二十条第五項中「鳥取県公文規程」の下に「（昭和三十二年六月鳥取県訓令第八号）」を加える。  
 第二十三条に次のただし書を加える。  
 ただし、総務部長が省略することを適当と認めたものはこの限りでない。  
 第二十七条第一項中「鳥取県公印規程により公印を押なしつし。」を「鳥取県公印規程（昭和三十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）により公印を押なしつし又は公印を刷込み使用し、刷込み使用以外のものについては」に改め、同条第二項中「公印の押なしつし」を「公印の押なしつし及び刷込み捺し」に改め、同条第四項中「別に定める鳥取県守衛服務規程」を「鳥取県守衛服務規程」に改め、同条第六項中「郵便物発送簿」の下に「及び郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第四十九条の規定による料金後納郵便物出張」を加える。

- 第二十八条を次のように改める。  
 第二十八条 鳥取県公報に登載し、又は官報に掲載する文書は、それぞれ鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）又は官報に掲載する事項等に関する規則（昭和三十九年五月鳥取県訓令第十九号）により施行しなければならない。

告		示	
東京事務所	トナ	大阪事務所	オチ
東京事務所長	トチ	大阪事務所長	オチ
名古屋事務所	ナコ	北九州事務所	キタ
名古屋事務所長	ナチ	北九州事務所長	キチ

（電報発信者符号）

- 第三十二条 東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所及び北九州事務所の電報発信者符号は、別表三のとおりとする。  
 附 則  
 1 この訓令は、昭和四十一年三月一日から施行する。  
 2 鳥取県電報発信者符号（昭和三十九年十一月鳥取県訓令第十五号）は、廃止する。  
 別表二の「3 鳥取電報受理簿」を「3 電報受理簿」に改め、「4 電報（速達、現金封入文書）受理簿」に「4 電報受理簿」を「4 電報（速達、現金封入文書）受理簿」に改め、「6 電報」を「6 電報（速達、現金封入文書）受理簿」に、「7 保育文書調査」を「7 保育」に改める。  
 8 中「反」を「9」に改める。  
 别表二の「6 料金後納対応便物差出票」を「6 料金後納対応便物差出票」に、「7 開取票」を「7 開取票」に改める。  
 别表二の次に別表三として次のように加える。  
 別表三

（解説）  
 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
 日野郡日野町大字板井原字大井谷西側（三〇一）（次の図に示す部分に限る。）  
 2 保安林として指定された目的  
 水源のかん養

